

# 令和2年度 群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金

群馬県では、①「生活保護（生業扶助）受給世帯」・②「住民税が非課税または均等割のみ世帯※1」・③「家計急変世帯※2」を対象に「奨学のための給付金（返済不要の給付金）」を支給します。

つきましては、該当者は、各クラス担任から申請書をお受け取りになるか、本校ホームページから申請書をダウンロードのうえ、必要書類を添えてご申請ください。

また、本制度は保護者（親権者）等が群馬県内に住所を有する世帯※3が対象となります。

## 1. 提出期日について

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和2年9月2日（水）	各クラス担任
住民税非課税・均等割のみ世帯		
家計急変世帯（事由発生：6月30日まで）		
家計急変世帯（事由発生：7月1日以降） 可能な限り事由発生から1ヶ月以内にご申請ください。	令和3年2月12日（金）	

- ※1 P5をご参照ください。
- ※2 P6をご参照ください。
- ※3 P6をご参照ください。

## 2. 対象者と給付金額について

世帯の区分		給付金額
①生活保護（生業扶助）世帯		52,600円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月初旬予定
②住民税が 「非課税」または 「均等割のみ」世帯 ※1	(ア) 対象生徒に、23歳未満の扶養されている 兄・姉がいる場合	138,000円
	(イ) 対象生徒に、23歳以上の扶養されている 高校生等の兄・姉（当給付の支給対象者）がい る場合	+
	(ウ) 対象生徒に、通信制の高等学校等に通う扶 養されている弟・妹がいる場合	オンライン学習等のための通信費 10,000円
	(エ) 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上 (中学生は除く) 23歳未満の扶養されている弟 ・妹がいる場合	(県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月中旬予定
(オ) 上記(ア)～(エ)以外	103,500円 +	
		オンライン学習等のための通信費 10,000円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月中旬予定
③家計急変世帯※2	(ア) 対象生徒に、23歳未満の扶養されている 兄・姉がいる場合	最大 138,000円
	(イ) 対象生徒に、23歳以上の扶養されている 高校生等の兄・姉（当給付の支給対象者）がい る場合	+
	(ウ) 対象生徒に、通信制の高等学校等に通う扶 養されている弟・妹がいる場合	オンライン学習等のための通信費 最大 10,000円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます)
	(エ) 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上 (中学生は除く) 23歳未満の扶養されている弟 ・妹がいる場合	上記給付額は、6月30日までに家庭が急変した場 合の額です。家計急変の発生月により給付金額は異 なります。
(オ) 上記(ア)～(エ)以外	最大103,500円 +	
		オンライン学習等のための通信費 最大 10,000円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 上記給付額は、6月30日までに家庭が急変した場 合の額です。家計急変の発生月により給付金額は異 なります。

- ※1 P5をご参照ください。  
 ※2 P6をご参照ください。  
 ※3 P6をご参照ください。

## 3-1. 提出書類について（生活保護・住民税非課税世帯）

世帯の区分	提出書類	
①生活保護（生業扶助）世帯	①給付金受給申請書 ②生活保護受給証明書 （7月1日以降発行/福祉事務所長の朱印必要） ③申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※	
②住民税が「非課税」または「均等割のみ」世帯※1	(ア) 対象生徒に、 <b>23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合</b> ※(ア)～(エ)に複数該当する場合は、給付額は同一ですので、いずれかで申請してください。 (ア)にあてはまる場合は、(ア)で申請していただくのが、必要書類が少なくて済みます。	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び23歳未満の扶養されている兄姉の表示がある住民票 （7月1日以降発行/続柄：必要/マイナンバー表示：不要）※ ④生徒本人及び申請者に扶養されている23歳未満の兄姉の健康保険証のコピー ⑤申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※ ⑥通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書
	(イ) 対象生徒に、 <b>23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合</b>	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の表示がある住民票 （7月1日以降発行/続柄：必要/マイナンバー表示：不要）※ ④生徒本人及び申請者に扶養されている23歳以上の高校生等の兄姉の健康保険証のコピー ⑤高等学校等に通う23歳以上の兄姉の在学証明書（コピー可） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※ ⑦通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書
	(ウ) 対象生徒に、 <b>通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合</b>	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び通信制の高等学校等に通う弟妹の表示がある住民票 （7月1日以降発行/続柄：必要/マイナンバー表示：不要）※ ④生徒本人及び申請者に扶養されている通信制の高等学校等に通う弟妹の健康保険証のコピー ⑤通信制の高等学校等に通う弟妹の在学証明書（コピー可） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※ ⑦通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書
	(エ) 対象生徒に、 <b>高校生等ではない15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合</b>	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の表示がある住民票 （7月1日以降発行/続柄：必要/マイナンバー表示：不要）※ ④生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の健康保険証のコピー ⑤15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹がこの給付金の支給対象者でないことが確認できる書類（特別支援学校高等部・予備校などに通っている場合は、在学証明書。無職などにより証明書の発行が困難な場合には、誓約書） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※ ⑦通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書
	(オ) 上記(ア)～(エ)以外	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人の表示がある住民票 （7月1日以降発行/続柄：必要/マイナンバー表示：不要）※ ④申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※ ⑤通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書

※住民票に**マイナンバー**が記載されていますと受理できませんのでご注意ください。

※口座通帳は、**金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カタカナ）**が表示された部分をコピーして提出してください。

## 3-2. 提出書類について(家計急変世帯)

世帯の区分	提出書類
<p>(ア) 対象生徒に、<b>23歳未満の扶養</b>されている <b>兄・姉</b>がいる場合</p> <p>※(ア)～(エ)に複数該当する場合は、給付額は同一ですので、いずれかで申請してください。 (ア)にあてはまる場合は、(ア)で申請していた だけのが、必要書類が少なくて済みます。</p>	<p>①給付金受給申請書(家計急変世帯用)</p> <p>②保護者等(両親がいれば両親分)の所得課税証明書(非課税証明書)</p> <p>③保護者等(両親がいれば両親分)と扶養親族の表示がある住民票 (7月1日以降発行/続柄:必要/マイナンバー表示:不要)※P3参照</p> <p>④申請者名義または受任者名義(委任状添付)の口座通帳のコピー※P3参照</p> <p>⑤保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 (例) 離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通知書・破産宣告通知書・廃業等届出</p> <p>⑥保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 (例) 会社作成の給与見込み・直近の給与明細・税理士または公認会計士の作成した証明書 失業、離職等により収入がない場合は申立書</p> <p>⑦健康保険証の写し(保護者等全員と扶養親族のもの)</p> <p>⑧通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書</p>
<p>(イ) 対象生徒に、<b>23歳以上の扶養</b>されている <b>高校生等の兄・姉</b>がいる場合</p>	<p>①給付金受給申請書(家計急変世帯用)</p> <p>②保護者等(両親がいれば両親分)の所得課税証明書(非課税証明書)</p> <p>③保護者等(両親がいれば両親分)と扶養親族の表示がある住民票 (7月1日以降発行/続柄:必要/マイナンバー表示:不要)※P3参照</p> <p>④高等学校等に通う23歳以上の兄姉の在学証明書(コピー可)</p> <p>⑤申請者名義または受任者名義(委任状添付)の口座通帳のコピー※P3参照</p> <p>⑥保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑦保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑧健康保険証の写し(保護者等全員と扶養親族のもの)</p> <p>⑨通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書</p>
<p>③ 家計急変世帯※2 (ウ) 対象生徒に、<b>通信制の高等学校等に通う扶養</b> <b>されている弟・妹</b>がいる場合</p>	<p>①給付金受給申請書(家計急変世帯用)</p> <p>②保護者等(両親がいれば両親分)の所得課税証明書(非課税証明書)</p> <p>③保護者等(両親がいれば両親分)と扶養親族の表示がある住民票 (7月1日以降発行/続柄:必要/マイナンバー表示:不要)※P3参照</p> <p>④通信制の高等学校等に通う弟・妹の在学証明書(コピー可)</p> <p>⑤申請者名義または受任者名義(委任状添付)の口座通帳のコピー※P3参照</p> <p>⑥保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑦保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑧健康保険証の写し(保護者等全員と扶養親族のもの)</p> <p>⑨通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書</p>
<p>(エ) 対象生徒に、<b>高校生等ではない15歳(中学生は除く)以上23歳未満の扶養</b>されている <b>弟・妹</b>がいる場合</p>	<p>①給付金受給申請書(家計急変世帯用)</p> <p>②保護者等(両親がいれば両親分)の所得課税証明書(非課税証明書)</p> <p>③保護者等(両親がいれば両親分)と扶養親族の表示がある住民票 (7月1日以降発行/続柄:必要/マイナンバー表示:不要)※P3参照</p> <p>④15歳以上23歳未満の高校生等ではない扶養している弟妹がこの給付金の支給対象者でないことが確認できる書類(特別支援学校高等部・予備校などに通っている場合は、在学証明書。無職などにより証明書の発行が困難な場合には、誓約書)</p> <p>⑤申請者名義または受任者名義(委任状添付)の口座通帳のコピー※P3参照</p> <p>⑥保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑦保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑧健康保険証の写し(保護者等全員と扶養親族のもの)</p> <p>⑨通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書</p>
<p>(オ) 上記(ア)～(エ)以外</p>	<p>①給付金受給申請書(家計急変世帯用)</p> <p>②保護者等(両親がいれば両親分)の所得課税証明書(非課税証明書)</p> <p>③保護者等(両親がいれば両親分)と扶養親族の表示がある住民票 (7月1日以降発行/続柄:必要/マイナンバー表示:不要)※P3参照</p> <p>④申請者名義または受任者名義(委任状添付)の口座通帳のコピー※P3参照</p> <p>⑤保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑥保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 上記(ア)参照</p> <p>⑦健康保険証の写し(保護者等全員と扶養親族のもの)</p> <p>⑧通信費負担を支援するための特例的「追加支給分」に係わる誓約書</p>

## ※1【住民税非課税・均等割のみ世帯とは】

### 〈課税証明書の見方〉

課税証明書は各市町村の窓口で取得できます。各市町村で書式は異なります。

所得・課税証明書						
所得者	住所					
	氏名			生年月日		
令和2年度 (令和元年份)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額
		所得割	均等割	所得割	均等割	
所得の内訳	給与所得	所得控除の内訳	社会保険料控除			
			生命保険料控除			
			配偶者控除			
			基礎控除			
				控除合計額		
			扶養	一般 特定 老人 同居老親 16歳未満	障 害	本人 配偶者及び扶養親族 普通障害 特別障害 同居特障
第〇〇〇〇号 令和2年〇月〇日						
〇〇市長 樹徳 太郎						



住民税が『非課税』または『均等割のみ』世帯とは・・・  
市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」  
の方です！

※均等割（「市民税3,500円」＋「県民税2,200円」＝  
「年税額5,700円」）は課税されていても大丈夫です。

「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等でもご確認  
いただけます！



## ※2 【家計急変世帯とは】

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響等の災害等により収入減少し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に該当すると認められる世帯。  
（災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません）

### 〈住民税所得割非課税世帯の年収目安〉

保護者等＋扶養親族等※1の人数	年収見込額※2
2人世帯（親1人＋子1人）	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

※1 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※2 この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

## ※3 【群馬県以外にお住まいの保護者様へ】

「奨学のための給付金」は、生徒が群馬県内の高等学校に在学していても、保護者の方がお住まいの都道府県へ申請していただく必要があります！

### ① 栃木県在住の保護者様へ

栃木県版の要項を各クラス担任より配布予定です。（時期未定）  
学校で申請書のとりまとめを行い、学校を通じて栃木県へ申請いたします。

### ② 群馬・栃木県以外の都道府県にお住まいの保護者様へ

各都道府県にお問い合わせのうえ、各自で申請をお願いします。  
各都道府県により申請方法や申請時期が異なりますのでご注意ください。  
お問合せ窓口一覧を、本校ホームページに記載しておりますのでご覧ください。

#### 申請書（群馬県用）の取得方法

（以下の①・②どちらかの方法でご用意ください）

##### ① 樹徳高校ホームページより取得

<http://www.jutoku.ed.jp/> → 【在校生へ】 → 【給付金のお知らせ】

##### ② 各クラス担任より取得 → 各クラス担任へお申し出ください

#### お問い合わせ

樹徳高等学校 「奨学のための給付金」係（0277-45-2258）まで